

糸島市・福岡銀行・FFG連携協力協定

“糸島市限定”住宅ローン金利優遇制度の開始について

糸島市・福岡銀行・FFGの連携協力協定の第1弾連携事業として、糸島市内で住宅を新築又は購入（中古・リフォーム含む。）する人が、福岡銀行から住宅ローンを借り入れる場合は、特別に金利が0.1%優遇になります。

これは、本市が定住促進に向けて糸島市マイホーム取得奨励金をスタートさせることに伴い、福岡銀行が金融機関としてサポートしてくれるもので、市町村を限定して住宅ローンの金利優遇を実施するのは、福岡銀行としても初の取組です。

【実施期間】 平成27年1月5日（月）から平成31年3月29日（金）までの融資実行分

【金利優遇内容】 福岡銀行の住宅ローンで融資金利から▲0.1%の金利を適用

【対象者】 糸島市内で住宅を新築又は購入（中古・リフォーム含む。）する人

【参考】

●糸島市・福岡銀行・FFG連携協力協定

- 糸島市の経済振興・地域振興をはじめとするまちづくり全般において、糸島市・福岡銀行・FFGが連携協力する協定を平成25年12月25日に締結
- 現在、協定に基づく7つの連携協力項目（街づくり、企業誘致、中小企業支援、定住促進、公共インフラの官民連携、財政、その他地域振興）について、それぞれの担当部署でグループに分かれて具体的な連携事業の協議を実施

●糸島市マイホーム取得奨励金

- 平成27年1月2日から平成31年3月31日までの4年3月の間に、糸島市内で住宅を取得し居住する場合に、建物にかかる固定資産税相当額を奨励金（商品券）として3年間交付する。
- 26年6月議会で債務負担行為を設定。奨励金を交付する28～34年度の想定予算額は5億3,540万円。想定増加人口は約900人。

【問い合わせ先】

糸島市経済振興部学研都市づくり課定住促進係

TEL 092-332-2064（直通）

FAX 092-324-2531